

# 浦添市放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

## 1 公募の目的

浦添市が設置する放課後児童健全育成施設の管理について、効率的な施設の運営及び、公平性や客観性、透明性を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び浦添市放課後児童健全育成施設の設置に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

## 2 施設の概要

以下の各施設について、それぞれ指定管理者を募集します。

### (1) 港川放課後児童健全育成施設 1階

所在地：浦添市城間四丁目 37 番 3 号 1階

施設面積：116.33 m<sup>2</sup>

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他

定員数：45名

### (2) 港川放課後児童健全育成施設 2階

所在地：浦添市城間四丁目 37 番 3 号 2階

施設面積：109.65 m<sup>2</sup>

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン

定員数：45名

### (3) 牧港放課後児童健全育成施設（浦添市立まちなと児童センター 2階）

所在地：浦添市牧港二丁目 38 番 2 号 2階

施設面積：83.64 m<sup>2</sup>

建物構造：鉄筋コンクリート造

施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他

定員数：32名

(4) 前田放課後児童健全育成施設（浦添市立前田ユブシが丘児童センター  
2階）クラブ室1

所在地：浦添市字前田 323 番地 2階  
施設面積：95.34 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造  
施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他  
定員数：38名

(5) 前田放課後児童健全育成施設（浦添市立前田ユブシが丘児童センター  
2階）クラブ室2

所在地：浦添市字前田 323 番地 2階  
敷地面積：98.30 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造  
施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他  
定員数：40名

(6) 宮城放課後児童健全育成施設（浦添市立宮城っ子児童センター2階）  
集会室1

所在地：浦添市宮城三丁目7番3-1号 2階  
施設面積：95.08 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造  
施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他  
定員数：42名

(7) 宮城放課後児童健全育成施設（浦添市立宮城っ子児童センター2階）  
集会室2

所在地：浦添市宮城三丁目7番3-1号 2階  
施設面積：92.70 m<sup>2</sup>  
建物構造：鉄筋コンクリート造  
施設内容：クラブ室、静養室、キッチン 他  
定員数：40名

### 3 指定管理者が行う業務

- 1 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する事業に関する業務
- 2 施設の入所の決定に関する業務
- 3 施設の保育料等の徴収に関する業務
- 4 施設の維持管理に関する業務
- 5 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

### 4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

### 5 指定管理料

指定管理候補者が申請の際に掲示した金額等をもとに、予算の範囲内で単年度毎に協定の締結により定めます。指定期間における指定管理料上限予定額は下記の通りとします。

港川放課後児童健全育成施設（1階）	105,040,000円
港川放課後児童健全育成施設（2階）	105,040,000円
牧港放課後児童健全育成施設 （浦添市立まちなと児童センター2階）	104,432,000円
前田放課後児童健全育成施設 （浦添市立前田ユブシが丘児童センター2階）クラブ室1	105,040,000円
前田放課後児童健全育成施設 （浦添市立前田ユブシが丘児童センター2階）クラブ室2	105,040,000円
宮城放課後児童健全育成施設 （浦添市立宮城っ子児童センター2階）集会室1	105,040,000円
宮城放課後児童健全育成施設 （浦添市立宮城っ子児童センター2階）集会室2	105,040,000円

※浦添市放課後児童健全育成事業補助金交付規程を基に毎年度の補助基準額改定を参考に算定した額

### 6 応募資格

応募時点において、浦添市内で、児童福祉法第6条の3第2項及び浦添市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく放課後児童健全育成事業の運営実績を3年以上有する法人。

## 7 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- (2) 団体又は代表者が租税公課を滞納しているもの。
- (3) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続きを開始しているもの。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しないもの。
- (5) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの。
- (6) 団体又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの。
- (7) 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことその他契約の相手方としてふさわしくないもの。

## 8 募集要項配布等

周知の方法：ホームページでの公開

募集要項配布期間：令和 8 年 4 月 27 日(月)から 6 月 26 日(金)まで

(※応募に必要な様式等は浦添市ホームページよりダウンロードすること。)

## 9 施設見学会及び説明会

各施設において見学会及び説明会を開催します。

開催日時：令和 8 年 5 月 13 日(水)から 15 日(金)

参加する場合は、公募説明会参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールにてお申し込みください。

説明会申込期限：令和 8 年 5 月 8 日(金) 17:15 まで

(送付先メールアドレス：[wanpaku@city.urasoe.lg.jp](mailto:wanpaku@city.urasoe.lg.jp))

**※施設見学会及び説明会への参加が応募の必須条件となります。**

【施設見学会及び説明会日程】

※日程順で記載

宮城放課後児童健全育成施設 (浦添市立宮城っ子児童センター2階) 集会室1	5月13日(水) 10時～
宮城放課後児童健全育成施設 (浦添市立宮城っ子児童センター2階) 集会室2	5月13日(水) 10時45分～
前田放課後児童健全育成施設 (浦添市立前田ユブシが丘児童センター2階) クラブ室1	5月14日(木) 10時～
前田放課後児童健全育成施設 (浦添市立前田ユブシが丘児童センター2階) クラブ室2	5月14日(木) 10時45分～
牧港放課後児童健全育成施設 (浦添市立まちなと児童センター2階)	5月14日(木) 11時45分～
港川放課後児童健全育成施設(1階)	5月15日(金) 10時～
港川放課後児童健全育成施設(2階)	5月15日(金) 10時45分～

10 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次のとおり行います。

(1) 質問の方法等(※電話での質問受付はしません。)

質問の方法	提出日時及び場所
質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書を電子メールで送信してください。	① 受付期間 5月15日(金)～5月25日(月)
浦添市こども未来部 こども政策課わんぱく係 電子メールアドレス <a href="mailto:wanpaku@city.urasoe.lg.jp">wanpaku@city.urasoe.lg.jp</a>	

(2) 回答

6月3日(水)までに質問回答書を応募予定者全員に電子メール又は浦添市ホームページで回答します(電子メールの場合は、着信確認の返信をすること)。質問回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡します。また、内容がプロポーザル等に影響ないと判断される場合又は、無用な混乱を招くことが危惧される場合等について質問に回答しないことがあります。

## 11 応募の手続

### (1) 応募方法

①提出期間：令和8年6月8日（月）から6月26日（金）まで

\*受付時間は午前8時半から午後4時

（土・日・祝日、昼12時から13時の間を除く）

②提出方法：担当窓口でのみ受け付けます。

\*郵送による提出はできませんので、御注意ください。

③注意事項

登記簿謄本、納税証明書等は、提出日から3か月以内に発行されたものに限ります。又、貸借対照表、収支決算書等は、令和6年度・7年度分を提出してください。なお、提出書類に不備がないよう御注意ください。

### (2) 提出書類

様式1～10までを順番に並べてインデックス（見出し）を付けること。

①（様式1） 指定管理者指定申請書

②（様式2） 事業者概要書

③（様式3） 事業計画（運営・管理）

④（様式4） 年間事業計画表

⑤（様式5） 運営状況（令和8年度）

⑥（様式5-2） 運営状況（施設一覧）

⑦（様式6） 運営計画（令和9年度）

⑧（様式7） 職員配置（令和9年度）

⑨（様式7-2） 施設長履歴書

⑩（様式8） 管理運営費提案書

⑪（様式9） 収支計算書

⑫（様式10） 誓約書

※②については、様式以外に下記の（ア）から（ウ）を添付すること。

（ア）登記簿謄本、定款、寄付行為、運営規程その他これらに類する書類

（イ）貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細がある

もの）又は収支予算書及び収支決算書（令和6年度・7年度分）

（ウ）国税（（税目は、法人税と消費税）、県税、市税の納税証明書（滞納の無い証明書・3か月以内に発行のもの）

### (3) 提出部数等

- ① 正本を1部、副本（コピー可）6部の合計7部提出ください。
- ② 該当書類一式をA4縦型、フラットファイルに綴って提出ください。
- ③ ファイルの表紙・背表紙は「令和8年度 浦添市放課後児童健全育成施設指定管理者指定申請書」とすること。
- ④ 提出の際には、提出書類が揃っているか確認のうえ、チェック表に○を付けて提出してください。

※なお、提出書類は返却しません。

## 12 指定候補者の選定等

### (1) 指定候補者の選定方法

プロポーザル方式を採用し、書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査により、指定管理者候補者を施設ごとに1団体選定します。選定については選定委員会を設置し選考します。

申請書類等の提出後に、申請者に対してプレゼンテーション及びヒアリングの日程を事前に通知します。

### (2) 選定基準

- ① 選定は別紙の評価表により行い、各審査員の合計点の7割を基準点とし、基準点以上の得点を選定の条件とします。
- ② 各審査員の合計点が1番高い応募団体を指定管理候補者に選定します。
- ③ 応募者が1者の場合でも選定を行います。
- ④ 応募がなかった場合若しくは基準点に満たない場合は、再度募集を行うか、又は直営で管理運営を行うことを予定しています。

### (3) 審査結果

指定候補者の選定は、7月中旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。また、審査に関する質問や異議申し立ては受け付けません。

### (4) 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、浦添市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。

ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、市議会の議決が得られなかった場合においては、指定候補者が本公募及び運営準備等に関して負担した費用等については、一切補償しませんので御了承ください。

### 13 その他注意事項

#### (1) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

#### (2) 追加書類の提出

浦添市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

#### (3) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、浦添市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

#### (4) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

#### (5) 資料の取扱い

浦添市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、浦添市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

#### (6) 情報公開の取り扱い

指定管理者候補者が提出した申請書等は市が保有した時点で情報公開の対象になります。ただし、私的財産等に係る箇所については非公開とします。

#### (7) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

申請書類の提出後、辞退を申し出る場合は辞退届を提出してください。

#### 14 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

#### 15 担当課

- ① 郵便番号 901-2501
- ② 住 所 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
- ③ 担当課 浦添市こども未来部こども政策課わんぱく係
- ④ 電 話 098-876-1282
- ⑤ Eメール [wanpaku@city.urasoe.lg.jp](mailto:wanpaku@city.urasoe.lg.jp)

#### 16 選定スケジュール

令和8年4月27日(月)～ 6月26日(金)

5月13日(水)～ 5月15日(金)

5月15日(金)～ 5月25日(月)

順次回答 ～ 6月3日(水)まで

6月8日(月)～ 6月26日(金)

7月初旬

7月中旬

7月中旬

